

神栖市商工会「新型コロナウイルス感染症」への対応指針

神栖市商工会
会長 岡野 克幸

1. 会員、地域商工業への対応

(1) 情報発信活動

- ①当商工会ホームページにて厚生労働省、経済産業省、茨城県、神栖市等の関連情報を発信
- ②会員へ新型コロナウイルス感染症対策支援事業に関する情報の迅速な提供

(2) 緊急対策活動

- ①新型コロナウイルス感染症関連経営相談窓口の設置
- ②会員を対象に緊急アンケートを実施し、状況を正確に把握
- ③アンケート調査結果をもとに影響が見られる業種に対して、融資制度等の情報発信等を適時実施
- ④影響の大きい業種への資金繰り支援に重点をおき、神栖市、日本政策金融公庫、市内の金融機関と連携し相談会を適時開催するなど、柔軟な対応とあわせて適正かつ迅速な融資を実行できる環境を整える
- ⑤販路開拓、新商品開発等、経営力向上を目指す会員に対し補助金事業の活用を支援、各種専門家と連携し、高度な相談にも迅速に対応する

2. 事業活動の対策について

(1) 会議・イベントの開催について

- ①参加者はマスクを着用する
- ②入館時、参加者に発熱等の体調確認を行う
- ③参加者全員の連絡先の取得し、事務局が求める場合参加者名簿を提出すること
- ④入口等に消毒液を設置し入退室時に使用を促す
- ⑤室内では常時換気を行う
- ⑥一人につき前後左右1m以上の間隔確保
- ⑦主催する会議・事業等の中止判断は別紙1のとおりとする
- ⑧茨城版コロナNext(Ver.2)Stege3以上の場合、外部への新規施設貸出を控える

(2) 外部会議等への参加、出張について

- ①神栖市が感染拡大地域に指定された場合、外部主催会議等への参加は制限する
- ②茨城県が感染拡大地域に指定した地域への出張は制限する

(3) 窓口対策について

- ①受付名簿を設置し、相談者の連絡先を確認、保存
- ②いばらきアマビエちゃんの登録設置
- ③シールド設置とあわせ接客時、職員は必ずマスクを着用する
- ④来会者へのマスク着用、咳エチケットの受付、掲示板等で周知
- ⑤入室は十分な空間を確保できる人数に制限する
- ⑥オンライン経営相談窓口を設置（本所・支所）

3. 支援対策の検討、関係機関との連携について

「新型コロナウイルス感染症」影響事業者支援、地域振興事業の安全な運営等の対策を協議するため、対策連絡会議を適時開催する

※構成員 商工会役員、神栖市役所企業港湾商工課、観光振興課、融資制度審査会審査委員、日本政策金融公庫、市内金融機関、神栖市観光協会等

4. 職員及び事務所における対応について

(1) 職員の対応

- ①家族を含めた検温等による日々の体調管理の徹底
- ②手洗い、うがいの励行
- ③過度に多くの人が集まる場所、密閉された場所への外出はできるだけ避ける

(2) 事務所の対応

- ①アルコール消毒液等の感染対策に必要な物品の設置
- ②24時間の換気と空気清浄、定期的なテーブル、椅子等の消毒実施
- ③咳エチケットの励行
- ④全窓口に飛沫感染防止（透明シールド等）を設置
- ⑤本人・同居家族の体調不良（発熱）時、出勤を制限
※原則有給休暇対応とする
- ⑥本人・同居家族の感染が確認された場合、安全が確認されるまで出勤を制限
- ⑦本人・同居家族が感染した職員が勤務していた施設は即時閉鎖、その施設に勤務していた職員は指示あるまで自宅待機
- ⑧全職員間で速やかに連絡がとれるようSNSを活用した連絡網を構築、テレワーク、Web会議等のリモート環境も強化する
- ⑨職員の感染による商工会活動の完全停止を避けるため、本所、支所の職員配置を見直す、配置換えにより職員の業務負担が増加することが見込まれるためネットやシステムを有効活用（IT化）し業務効率化をさらに推進する
- ⑩感染拡大地域からの来会者を制限

附則

この指針は令和2年12月18日より実施する。

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう事業等の実施判断基準

新型コロナウイルス感染症拡大の状況が次のいずれかに該当する場合、商工会が主催する事業・会合等（以下事業という）の実施について次の基準を目安に実施、中止を判断する

（1）判断基準

①茨城版コロナNEXT（Ver. 2）指標の病床稼働率と重症病床稼働率が両方 Stage 4 となった場合

⇒ 1か月以内に室内等で5名を超える参加が見込まれる事業は原則中止、また実施する事業ではフェイスシールドを着用し、飲食提供を行わない

②茨城版コロナNEXT（Ver. 2）指標の病床稼働率、又は重症病床稼働率のどちらか一方が Stage 4 となった場合、または神栖市が感染拡大地域に指定された場合

⇒ 1か月以内に室内等で10名を超える参加が見込まれる事業は原則中止、また実施する事業ではフェイスシールドを着用し、飲食提供を行わない

③茨城版コロナNEXT（Ver. 2）指標の病床稼働率と重症病床稼働率が両方 Stage 3 となった場合

⇒ 1か月以内に室内等で30名を超える参加が見込まれる事業は原則中止、また実施する事業ではフェイスシールドを着用し、食事及びアルコール提供を行わない

④茨城版コロナNEXT（Ver. 2）指標の病床稼働率、又は重症病床稼働率のどちらか一方が Stage 3 となった場合

⇒ 1か月以内に室内で不特定多数の者（連絡先が確認できない）が参加する事業は原則中止、また30名を超える参加が見込まれる事業ではフェイスシールドを着用し、食事及びアルコール提供を行わない

※上記に関わらず、政府や行政から緊急事態宣言の発出や外出及び移動、営業等の自粛要請があった場合は、その内容に従い中止するものとする

（2）共通事項

すべての事業は参加人数を会場等の収容人数の半分以下で設定し、定期的な換気、検温（37.5度以上参加不可）、手指消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンス（1m）確保、いばらきアマビエちゃん登録、参加者の連絡先確認を必ず実施すること

また、市外、県外で行う事業については、現地の行政判断等を考慮し実施するものとする